

隠岐の島町公告第 18 号

公募型プロポーザルの執行について

海の見える交流館デジタル活用実証業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 8 年 5 月 18 日

隠岐の島町長 池 田 高 世 偉

1. 業 務 名 海の見える交流館デジタル活用実証業務
2. 業務内容 別紙「海の見える交流館デジタル活用実証業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日とする。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- ② 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規程による更生計画認可又は民事再生法の規程による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑦ 過去 5 年間で官公庁（国、都道府県、市町村）において同種業務実績を有すること。

(2) 応募者の構成

本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書(様式第4号)を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

5. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 海の見える交流館デジタル活用実証業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格要件を有しなくなった場合

6. 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市計画係 岡、南

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-8580

直通 08512-2-3302

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「海の見える交流館デジタル活用実証業務プロポーザル実施要領」による

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ア 参加申込書、業務提案書の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、審査委員会において行う。
- イ 本プロポーザルに関して、参加申込書及び業務提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ウ 審査結果については、審査終了後、令和8年7月下旬頃にすべてのヒアリング実施選定者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 審査委員会

	役職
委員長	隠岐の島町 地域振興課長

委員	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 社会教育課長
委員	隠岐の島町 中央公民館長
委員	隠岐の島町 都市計画課長

(3) 審査基準

業務提案書等の評価基準は以下のとおりである。

評価項目		配点
提案者評価	業務実績	15点
提案内容評価	実施方針	70点
	企画提案	
	独自提案	
プレゼンテーション 及びヒアリング	プレゼンテーション	10点
	ヒアリング	
見積価格	見積価格	5点
合計		100点

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp/>)

10. その他

詳細は「海に見える交流館デジタル活用実証業務プロポーザル実施要領」による